

「事前関与」の定義

- (1) 本人の「権利擁護支援」を目的とし、成年後見制度の利用を想定したケースを対象とする。
- (2) 上記目的に向けた本人の生活上の課題整理、課題解決のための対応（助言等）、成年後見制度利用の妥当性判断、他の制度利用の検討、関係機関との相互の連絡、会議参加（様々な機関が実施する既存の会議）など、必要に応じて行われる包括的な支援活動を指し、一次相談窓口（地域包括支援センター・障害者相談支援事業委託事業所）と二次相談窓口（成年後見中核機関）、その他の関係機関とチームで支援にあたるものとする。
- (3) 事前関与は本人の同意のもと行われることが望ましいが、本人の判断能力が不十分で、同意や約束、契約が困難な場合も想定される。その場合「支援者への支援」としての位置づけで事前関与を可能とする。
- (4) 事前関与した専門職が、成年後見制度の候補人になることを基本として想定する。但し、状況によって別の候補人を立てる選択や、制度を利用しない選択もあり得る。
- (5) 事前関与報酬を得られるものとする。なお、これとは別に本人との任意代理契約が可能であれば行い、報酬を得ることを妨げない。

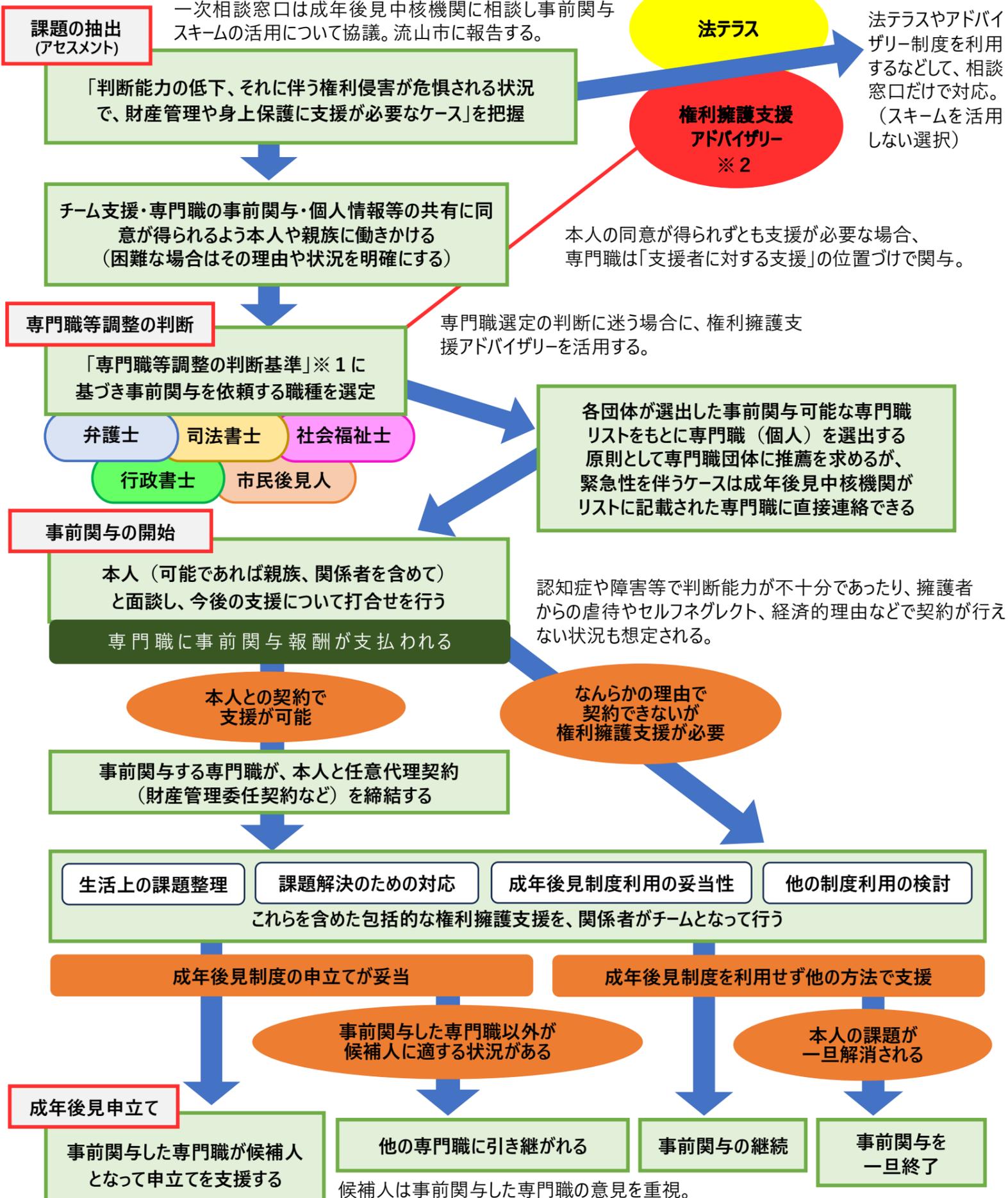
事前関与報酬について

- (1) 一次相談窓口および成年後見中核機関が専門職に相談し、本人と専門職の面談機会（何らかの会議を想定）をもつ。このプロセスを報酬算定の条件とし、流山市が認可する。
- (2) 初期対応（本人との最初の面談）に対し報酬が支払われる。
- (3) 契約が困難な場合に結果的に無報酬となることを防ぎ、補填する性質をもつ。なお、本人との任意代理契約で得られる報酬を妨げない。
- (4) 報酬は〇〇円とする。財源は流山市の委託料から賄われ、成年後見中核機関から支払われる。支払い方法については各専門職団体と協議の上決定する。

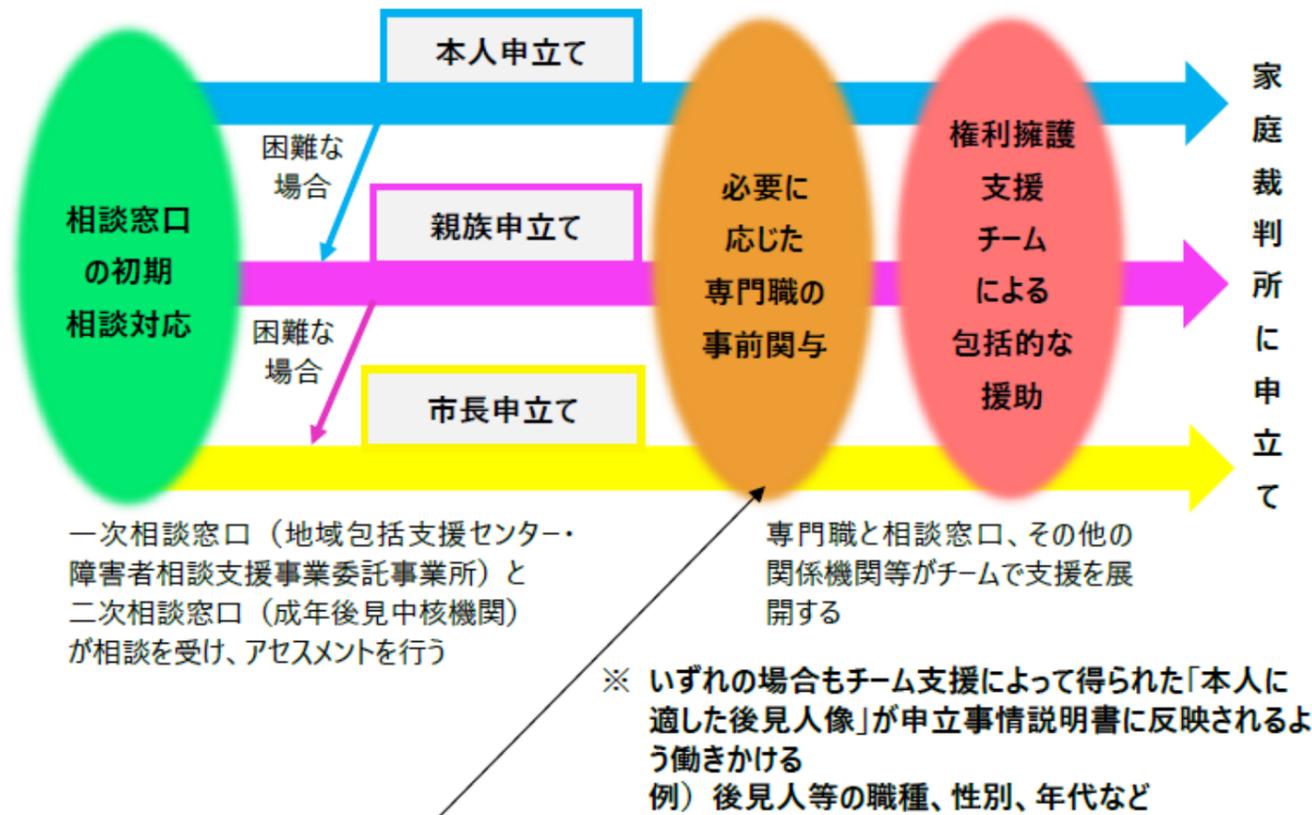
準備段階



※1 事前関与に適した専門職の判断基準を示した簡易なフローチャート表（別表2）  
※2 電話やメールで専門職から助言を得る仕組み。検討段階であり詳細は未定



流山市が目指す成年後見制度申立てに関する全体像 <別表1>



第1回成年後見地域連携ネットワーク会議（7月16日開催）で挙げられた受任者調整についての意見を抽出し、以下のとおりまとめています。今回お示したスキームはこれらの内容に基づき作成しています。

- 受任者調整は「家裁に一任せずに候補人を挙げる」という狭義の意味よりも、「課題の整理や成年後見制度利用の妥当性、その他支援の検討といったアセスメント段階を含めた調整」という広義の意味が求められる。
- 候補人の職種のみを決める会議では意味がない。個人まで特定しなければ意味がない。申立てまでの時間が長くなってしまふのは困る。会議という方法には限界がある。こういった意見から、新たな会議体ではなく、それ以外の仕組みが求められる。
- 申立ての前段階における専門職の事前関与が最適解。一番大きな喫緊の問題が生じている時に支援でき、制度の申立て手続きの間も支援状況をキープし、後見人になってもスムーズに支援を移行できる。なお、事前関与の結果、成年後見制度の利用につながらないことも想定される。
- アセスメントの視点を支援者間で醸成することが大切。成年後見制度の申立てだけに限らず、生活の安定を図るために行うべき支援は多くあり、一次相談窓口が担う幅が広がることが望ましく、それを補うために専門職の関与が有効である。
- 会議という形でなくても、本人の身近な支援者（例えばケアマネジャーやヘルパー等）が、本人に適した後見人像を申立人に伝えられることも、一つの受任者調整となる。身近な支援者からの情報を適切に家裁に伝えられる仕組みが望ましい。
- 「受任者調整」と「専門的助言機能の拡充」は別の課題ではあるが、強く関連する。権利擁護の課題があるケースについて、早い段階で専門職に助言を求め、そのまま事前関与に繋がり、後に後見人になっていただく様な流れがベストである。
- ながれやま権利サポート会議は、リアルタイムで専門的助言を受けるには適さない。しかし、今後に活かす支援の検証が行えたり、支援者の横の繋がりができたり、時に受任者調整を目的として実施できるなど、幅広い活用法があるため継続が望ましい。
- 県外の先進市では、成年後見中核機関が候補人となる専門職の名簿を所持している地域がある。本人や親族からの相談を受け、ほとんどのケースで家裁に候補人を挙げる地域もある。成年後見の受任可能（事前関与可能）な専門職のリストアップは有効。

専門職等調整の判断基準 <別表2>

（流山市における受任者調整を含む専門職の事前関与スキーム ※1）

